

広報

まっもと

6

2018 No.1350

特集

このまちで
農業を

5月17日、今井地区のリンゴ園で摘果作業をする鉢盛中学校2年生の生徒。

こちらの作業は、「ふるさと学習」として、鉢盛中学校がキャリア教育の一環で毎年行っているものです。2、3学年の生徒約300人が、今井や山形村のリンゴ園を訪ね、一日摘果作業をします。

今年初めて作業をした、2年生の本庄佳那さん(写真左)は、「たいへんだったけど、それ以上に楽しかった」と笑顔で話し、同じく2年生の青木日奈さん(写真右)は、「暑い中での作業は疲れるけど、農家の人はこの作業を毎日やっていますすごいなと思った」と、大粒の汗をぬぐいながら、農業の大変さを感じていました。

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本



このまちで農業を

～新規移住就農者の紹介～

●問い合わせ 農政課 (本庁舎 5階 ☎34-3222 ㊟36-6217)

本市では、Iターン・Uターン・Jターンなど、市内への移住を希望する方へさまざまな支援を行っています。
 これから農繁期を迎える農業分野では、超少子高齢型人口減少社会の到来を見据え、本市への移住（農業参入）を積極的に進めています。
 市内へ移住し、生きがいを感じながら農業に取り組む2組の新規就農者にお話を伺いました。

自然の中で生きがいを

「山が大好き。東京にいるときも、シーズン中は毎週、北アルプスに通っていた」という新規就農者の関雅一さん。今井地区で、まんまある果樹園としてリンゴとブドウの栽培を行っています。

移住の経緯は？

出身は富山県。東京で就職、結婚し、20年ほど過ごした後、家族で移住しました。

この場所を選んだ理由は、山が好きというのほもちろんですが、農業を一生の仕事にしたいと考えたから。農業体験や県の農業大学校、里親制度等、就農に対する支援が充実していたことも決め手になりました。

生活してみてもの感想は？

今井地区の農家の皆さんはみんな元気でパワフル。最初はその勢いに圧倒されました（笑）。今はそんな雰囲気にも慣れ、世代を超えた地域の交流があることに感謝しています。

就農して生きがいに感じることは？

自然の中で働くことに生きがいを感じます。今は当たり前になった北アルプスの景色でも、作業の合間に手を止めて見入ってしまうことがあるんです。

今後の展望は？

省力化や品種転換などを行う。安定経営を目指します。

— も く じ —

新規移住就農者紹介	2
食育月間	4
第7期介護保険事業計画	6
市県民税のお知らせ	8
児童手当、市議会臨時会	9
男女共同参画週間	10
水道週間	11
夏の節電啓発	12
環境美化月間	13
コラムのページ	14
情報チャンネル	16
7月の相談日	37
交流都市の紹介	38

まんまある果樹園
 ●問い合わせ (メール)
 manmarl.fruit@gmail.com

そして、今は忙しくて全く行くことができない、大好きな山へ家族で行きたいです！

リンゴの花摘みで忙しい合間での取材でしたが、笑顔で話す関さんの充実した表情が印象的でした。



関雅一さん・美奈子さん夫婦
 J (ジェイ) ターン
 (富山県 → 東京都 → 松本市)



子育てから農業へ

波田地区でハッピー・ビレッジ・ファームを経営する石綿奈巳さんと、種苗会社と研究機関に勤務経験がある夫の薫さん。千葉県から17年前に移住しました。当時は農業経験がなかった奈巳さん。現在は、トマトを中心に、有機や減農薬にこだわったさまざまな野菜を生産しています。

移住して感じたことは？

子育てで真ただ中だった当時

時、地域の公民館活動がとても役立ちました。公民館や図書館など、地域の活動や子育て支援が盛んなことは、このまちならではの。地域に溶け込むのにとっても役立ちました。

就農のきっかけは？

農家のアルバイトをやっているうちに、主婦の仲間が増え、自分たちで作ったものを販売できたら、楽しく豊かに暮らせるのではという気持ちが強くなり、就農を目指すようになりました。

就農して生きがいを感じることは？

地元の方に自分たちが作ったものを食べてもらえることが、住民として、生産者として、生きがいに感じています。

今後の展望は？

現在は、トマトの品種改良を積極的に進めています。地域の皆さんが容易に作れる、ここにしかない、特産品となるような品種を開発して広めたい。そして地域を元気にしたいです。



石綿薫さん・奈巳さん夫婦

1 (アイ) ターン
(千葉県→松本市)

Happy Village Farm

●問い合わせ
☎ 91-1338
メール info@happyvillagefarm.com

行政との
関わり



子育てを通して地域とつながり、農業を通して地域に根付いていった石綿さん夫婦。地元の方へ美味しいトマトを届けるこの仕事に生きがいを感じるなど、お二人の心には、常に「地域への思い」があるように感じました。

イベント
「子育てから農業へ」

松本農業女子・くらら

松本地域の20代～50代の女性農業者によって、2016年に発足した団体です。

現在の会員は27人。生産技術や販路開拓等を学ぶ学習会、先進地の視察、イベントへの参加等の活動を行っています。農林水産省のホームページでも取り上げられるなど、活発な活動を行っています。

石綿奈巳さんは、発足当時のメンバーで、現在は代表として運営に携わっています。

●問い合わせ
農政課、または長野県松本農業改良普及センター (☎40-1947 ☎47-6594) へ



関さんと石綿さんも掲載中の、新規就農者を紹介したパンフレットはこちらから →



【市政広報番組放送予定】

SBC 信越放送
「わたくしたちの松本市」
6月23日(土)午後3時30分～
松本市の農業がテーマです。
ぜひご覧ください★



昨年の視察研修の様子



メンバーで作成したロゴマーク

豊かな食習慣を育むために

第3期松本市食育推進計画

「すこやか食プランまつもと」

● 問い合わせ 健康づくり課 (東庁舎2階) ☎ 34-3217 図 39-2523

松本市では、市民一人ひとりが自主的に豊かな食習慣を育み、より実践しやすい取り組みを推進するため、平成30年度を初年度とする第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」を策定しました。今回は、その一部をご紹介します。

基本理念

「食にかかわる活動をつなぎ、市民一人ひとりの豊かな食習慣を育みます」

新たな取り組み

これまで、食事のバランスを意識した食生活を実践するために、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2食以上はそろえようと「1日2食は3皿運動」(1・2・3でバランスごはん)を推進してきました。

食事をとり、ゆっくりよくかんで食べることは、健康な生活の基本であり、特に、子どもの頃から基本的な食習慣を身につけることが重要です。

第2期計画に引き続き「1日2食は3皿運動」を推進するとともに、より実行しやすい取り組みとして

『おいしく食べよう 具たくさんみそ汁運動』
を加え、「よくかむ」という視点をさらに充実させた『よくかむ30(さんじゅう)かみかみ運動』飲み込む前にあと5回』を柱に、これまでの運動をより実践につなげます。



【基本理念のイメージ】

食育に関するアンケート調査結果

市民を対象に行ったアンケートの結果では、「1日2食は3皿運動～1・2・3でバランスごはん～」を実行している人の割合は、大学生を除くすべての世代で半数程度でした。

また、ゆっくりかんで食べる人の割合は、若い世代ほど高くなっており、小学生で最も高いという結果がでました。

計画の策定にあたり、多くの皆さんにアンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。

「食育に関するアンケート調査結果」の詳細は、市ホームページに掲載しています。

こちらからもご覧いただけます→



おいしく食べよう 具だくさんみそ汁運動

●具だくさんみそ汁1杯で、「副菜」や「主菜+副菜」がそろえられる

⇒ 主食・主菜・副菜の3つのお皿を簡単にそろえられ、時間のないときでも簡単に食事のバランスが整えられます。



主菜

+



副菜

=



具だくさんみそ汁

この1杯で
主菜と副菜が
とれます!!

●松本に由来のある日本古来の調味料である「みそ」を使用し、食文化の伝承を進める

【松本市とみその関係～みその発祥～】

神林に神林山「福應寺」というお寺があります。福應寺は、日本にみそ（金山寺みそ）を伝えた法燈国師生誕の地です。法燈国師は、鎌倉時代に臨済宗法燈派をおこし、本市で唯一、天皇から国師号を贈られた名僧です。法燈国師は43歳のときに宋に渡り、6年間の修行の後、和歌山県の由良で興国寺を開きます。そこで、宋で取得した金山寺みそを醸造し、人々に広まったものが現在のみその始まりといわれています。（取材：神林福應寺）



神林福應寺

よくかむ30（さんじゅう）かみかみ運動 ～飲み込む前にあと5回～

よくかんで食べることを意識するため、「飲み込む前にあと5回」をキーワードにした、より実践へ向けた運動です。

よくかんで食べると
全身の健康の保持増進につながります

生活習慣病の予防

早食いを防ぐ

消費カロリーが
増加

食べ過ぎ・
ドカ食い予防

薄味・少量で満足感
(唾液の分泌により)

食欲を抑制する(神経ヒスタミンが分泌)

口の病気を
予防

胃腸での消化・
吸収を助ける

脳の働き
を活発に
する

姿勢がよいと、しっかりかめるとともに
安全に食べることができます

机の高さは ひじを
曲げて乗せるのに
ちょうどよい高さ

頭をやや前に倒して
背筋を伸ばす
(背中ピーン)

机とおなか
はこぶしひとつ分
あける
(ゲーひとつ)

深く腰かける
(おしりズリズリ)

足が床にしっかりついている
(足はペタン)

第7期介護保険事業計画・

高齢者福祉計画

●問い合わせ 高齢福祉課 (☎34-3213 ☎34-3016)

保険課 (☎34-3215 ☎39-2523)

介護保険で行う公的サービスとインフォーマルサービス(民間事業者やボランティア等が行う介護保険制度に基づかないサービス)とが一体的に結びつき、高齢者の在宅生活・自立生活を支える仕組みの構築を目指し、平成30年度から32年度までを計画期間とした、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

主な施策

- 介護予防・重度化防止の推進**
 - ・自立支援、重度化防止を意識した、市民や事業者の活動の啓発を行います。
 - ・地域包括支援センターの機能を強化します。
- 認知症施策の推進**
 - ・認知症の正しい理解と支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ・相談体制を充実し、早期発見・早期対応のための仕組みづくりを進めます。
- 生活支援体制整備の推進**
 - ・人材育成、地域のニーズ把握等を行う、第2層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を市内35

○住環境整備の推進

地区に順次配置します。
 ・できるだけ住み慣れた自宅での生活が継続できるように住環境の整備を推進します。

介護保険料の改定

介護保険制度では、3年ごとに介護サービスに係る費用の見込みを基に介護保険料の見直しが行われます。

今回の第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料が改定されました。65歳以上の方の保険料の基準額は、月額5694円から5890円(年額6万8330円から7万680円)に改定されます。
 ※下表のとおり

【29年度まで】

段階	対象者	料率	公費負担	公費負担後の料率	年額(円)(月額)
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50	0.05	0.45	3万740円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.70	—	0.70	4万7,830円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	0.75	—	0.75	5万1,240円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	—	0.90	6万1,490円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	1.00	—	1.00	6万8,330円(5,694円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	—	1.15	7万8,570円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.25	—	1.25	8万5,410円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.45	—	1.45	9万9,070円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.60	—	1.60	10万9,320円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方	1.80	—	1.80	12万2,990円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	1.90	—	1.90	12万9,820円

【30年度以降】

段階	対象者	料率	公費負担	公費負担後の料率	年額(円)(月額)
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50	0.05	0.45	3万1,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.70	—	0.70	4万9,470円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	0.75	—	0.75	5万3,010円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	—	0.90	6万3,610円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	1.00	—	1.00	7万680円(5,890円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	—	1.15	8万1,280円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	—	1.25	8万8,350円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.45	—	1.45	10万2,480円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60	—	1.60	11万3,080円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方	1.80	—	1.80	12万7,220円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	1.90	—	1.90	13万4,290円

※30年度以降は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除して保険料段階を判定します。また、第1段階から第5段階を判定するときは、公的年金等雑所得も控除します。

保険料に関する Q&A



Q 保険料は、なぜ上がるのですか？

A ① 高齢化の進展、介護サービス利用者の増加による影響

介護保険料は、「給付と負担」のバランスで決まります。介護サービスの利用が多くなれば、保険料は上昇する仕組みです。

今後、介護サービスを必要とする方の増加が見込まれるため、30年度から32年度（第7期）において、保険料を増額改定します。

■ 高齢者人口(第1号被保険者)・認定者数の推移 (単位：人)

年度	第6期介護保険事業計画(実績)			第7期介護保険事業計画(見込み)		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
高齢者人口	6万4,908	6万5,547	6万5,790	6万6,022	6万6,257	6万6,486
認定者数	1万2,431	1万2,143	1万2,320	1万2,364	1万2,402	1万2,422

■ 介護保険サービス給付費の推移

期	第5期実績 (24~26年度)	第6期計画 (27~29年度)	第7期計画 (30~32年度)	第7期計画内訳		
				30年度	31年度	32年度
給付費等	561億497万1000円	588億9,790万8,000円	620億3,713万3,000円	200億7,193万9,000円	206億6,578万6,000円	212億9,940万8,000円

A ② 負担率の改正による影響

国の制度改正によって、30年度から介護保険制度の財源に占める保険料負担割合が変更され、40歳から64歳の方の負担割合が28%から27%に減ったことにより、65歳以上の方の負担割合が22%から23%に増えました。

Q 保険料は、どのように決まるのですか？

A 基準額と前年所得によって設定

介護保険料は、松本市全体で必要な介護サービス費用に応じて基準となる額が定められ、その基準額を基に、前年所得に応じた保険料段階が設定されています。

松本市の保険料段階は、国の基準段階（9段階）を11段階に細分化し、よりきめ細かい設定としています。

Q 月額保険料が7月以降変わるのなぜですか？

A 29年の所得によって算定するため

納付方法は、普通徴収（口座振替、納付書による納付）と特別徴収（年金からの天引き）があります。

普通徴収の方の4月から6月まで、特別徴収の方の4、6、8月の納付額は、28年の所得を基に今までの保険料額で仮の算定を行い、4月に通知しています。

7月以降の保険料は、29年の所得に基づき、正式な額を算定します。普通徴収の方は、7月から本算定により決定した正式な保険料額でのお支払いをお願いします。特別徴収の方は、10月の年金から変更となります。

期限内納付をお願いします

市民税・県民税（住民税）のお知らせ

●問い合わせ 市民税課（本庁舎2階） ☎34-32332 ☒36-9345

個人市民税・県民税の納税通知書を6月初旬に発送します。内容をご確認の上、ご不明な点はお問い合わせください。

納付方法

年4回に分けてのお支払いです。65歳以上で年金を受給されている方は、「年金からの引き落とし」をご参照ください。

給与からの引き落としの方は、6月以降の給与から毎月引き落としされます。年の途中で退職等された場合は、退職時に残りの税額を一括で引き落としされるか、納付書で納めていただくようになります。

納期	
第1期	7月2日(月)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月31日(休)
第4期	1月31日(木)

〈コンビニエンスストアで納付できます〉

金融機関や郵便局、コンビニ

ニエンスストアでも納付できます。取扱店等の詳細は、納付書の裏面をご覧ください。

年金からの引き落とし

〈新たに年金から引き落としされる方〉

65歳以上（昭和28年4月2日以前生まれ）の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税額がある方です。

年金からの引き落としは、10月から開始されます。まず、30年度の年金所得に係る市民税・県民税のうち半分を第1期、第2期の2回に分けて納付書（口座振替登録済の場合は口座振替）で納めていただきます。残りの半分は、10月から年金より引き落としされます。

〈すでに年金から引き落としされている方〉

30年4月～8月の年金からは、前年度分の公的年金等に係る市民税・県民税の2分の1に相当する額が、30年度の仮徴収分として引き落としされます。

30年度の税額が、29年度よりも増減した場合は、10月以降に引き落としされる税額で調整されます。

※年金に係る市民税・県民税の納付方法は、年金からの引き落とし以外は選択できません。引き落とし後の税額変更や年金の支給停止等により、納付書または口座振替による納付に変更となる場合があります。

〈年金所得者に係る申告について〉

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等

以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はなくなりましたが、市民税・県民税の申告で、医療費や生命保険料、地震保険料等の所得控除を追加して申告することによって市民税・県民税の軽減を受けられる場合があります。

住宅借入金等特別控除の申告期限

年末調整または確定申告で住宅借入金等特別控除を申告していない方は、7月2日(月)までに税務署で確定申告をしてください。

期限後に提出された場合は、市民税・県民税で控除されなくなり、ご注意ください。

配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当や株式等譲渡所得のある方で、市民税・県民税の配当割額・株式等譲渡所得割額があり、市民税・県民税の軽減または還付を受ける場合は、納税通知書が送達されるまでに申告をしてください。

期限までに申告がない場合は、該当となりませんのでご注意ください。

※確定申告では、申告書第二表の住民税・事業税に関する事項欄に記入をしてください。

※申告した株式等譲渡所得や配当所得は、国民健康保険税や介護保険料の算定基礎となる所得になります。

30年度所得および課税額証明書（29年分の所得証明書）

- 発行 6月7日(木)から
- 申請者 本人または同一世帯の家族（他世帯の方は委任者本人が記入した委任状が必要です）
- 申請・交付場所 市民課、市民税課、各支所・出張所、総合社会福祉センター
- 持ち物 印鑑、本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、外国人登録証、障害者手帳、在留カード、個人番号カード等）
- 手数料 1通300円
※コンビニエンスストアでの発行は、個人番号カードの所有者本人のみ取得可能で、一通250円です。

6月は現況届の提出を

児童手当6月支給のお知らせ

●問い合わせ 子育て福祉課(東庁舎1階) ☎33-98555 ☒36-9119

児童手当を受給しているご家庭へ6月上旬に現況届を郵送します。受給資格を確認する大切な手続きですので、6月末までに提出してください。

6月期分を支給します

対象の方に、児童手当6月期分(2・3・4・5月分)を、6月15日(金)に振り込みます。受給者(養育者)名義の口座をご確認ください。

所得制限があります

所得制限限度額以上の場合には、特例給付として支給対象

所得制限の限度額

扶養親族等の数	所得金額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

支給月額など

児童手当	
0から3歳未満	一律 1万5,000円
3歳から小学生	第1子・第2子 1万円
	第3子以降 1万5,000円
中学生	一律 1万円
所得制限	所得制限の限度額以上の受給者の方は、一律で児童1人につき5,000円
支給期(該当月)	平成30年6月期(2~5月分) 平成30年10月期(6~9月分) 平成31年2月期(10月~1月分)

児童1人につき、一律月額5,000円の支給となります。

6月は現況届の提出が必要です

30年5月末現在受給者の方には、6月上旬に現況届を郵送します。

今年度の受給資格を確認する大切な手続きですので、6月末までに提出してください。6月1日以降に転出する方も、松本市へ提出して

ださい。提出がないと、手当の支給が一時保留になります。

【提出方法】

同封の返信用封筒で返送いただくか、子育て福祉課(東庁舎1階9番窓口)、支所・出張所へ提出してください。

【添付書類】

- ①受給者(養育者)本人の健康保険証のコピー
- ②お子さんと別居(世帯が別も同様)しながら養育している場合は、別居監護申立書



市議会第1回臨時会から

5月16日、平成30年市議会第1回臨時会が開かれました。この議会では、新たな常任委員会などが構成されました。また、松本市議会会議規則の一部改正(議員提案)のほか、市税条例の改正等の専決処分報告3件について、原案どおり可決、承認されました。

教育民生委員会(8人)

- 勝野智行 井口司朗
- 田口輝子 村上幸雄
- 阿部功祐 南山国彦
- 草間錦也 太田更三

経済地域委員会(8人)

- 今井ゆうすけ ○若林真一
- 上條温 小林弘明
- 忠地義光 犬飼明美
- 柿澤潔 近藤晴彦

委員会の新たな構成は

市議会には、総務・教育民生・経済地域・建設環境の4つの常任委員会が設けられています。新しい常任委員会と議会運営委員会の構成は次のとおりです。

建設環境委員会(7人)

- 青木崇 ○吉村幸代
- 中島昌子 小林あや
- 犬飼信雄 澤田佐久子
- 青木豊子

議会運営委員会(10人)

- 村上幸雄 上條温
- 小林あや 阿部功祐
- 柿澤潔 宮下正夫
- 青木豊子 近藤晴彦
- 大久保真一 池田国昭

総務委員会(8人)

- 川久保文良 上條美智子
- 上條俊道 宮坂郁生
- 芝山稔 宮下正夫
- 大久保真一 ○池田国昭

6月23日～29日は男女共同参画週間

走り出せ、性別のハードルを超えて、今

●問い合わせ 人権・男女共生課（☎39-1105 ☒37-1153）

松本市では、男女が共に認め合い、支え合いながら、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、「第4次松本市男女共同参画計画」を策定しました。

松本市では、30年3月に「第4次松本市男女共同参画計画」を策定しました。これは、男女共同参画社会

の実現のために本市が市民の皆さんとともに何を行うかを定めた行動計画です。本市ではこれまで6回にわたり同様の計画を策定・実施してきました。この間に、男女共同参画に対する理解は徐々に浸透してきたものの、

固定的性別役割分担意識は根深く、女性の力は未だ十分に顕在化していない状況にあります。

少子高齢化の進展に伴い、労働力不足などが懸念される中で、女性が活躍できる社会づくりの重要性が改めて認識されつつあることを踏まえ、本計画は「女性活躍推進計画」を一体として取り込む形で策定しました。

※女性活躍推進法の規定に基づき策定するもので、女性の職業生活に的を絞り、女性の働きやすい社会を目指す計画

計画期間

平成30年度～34年度（5年間）

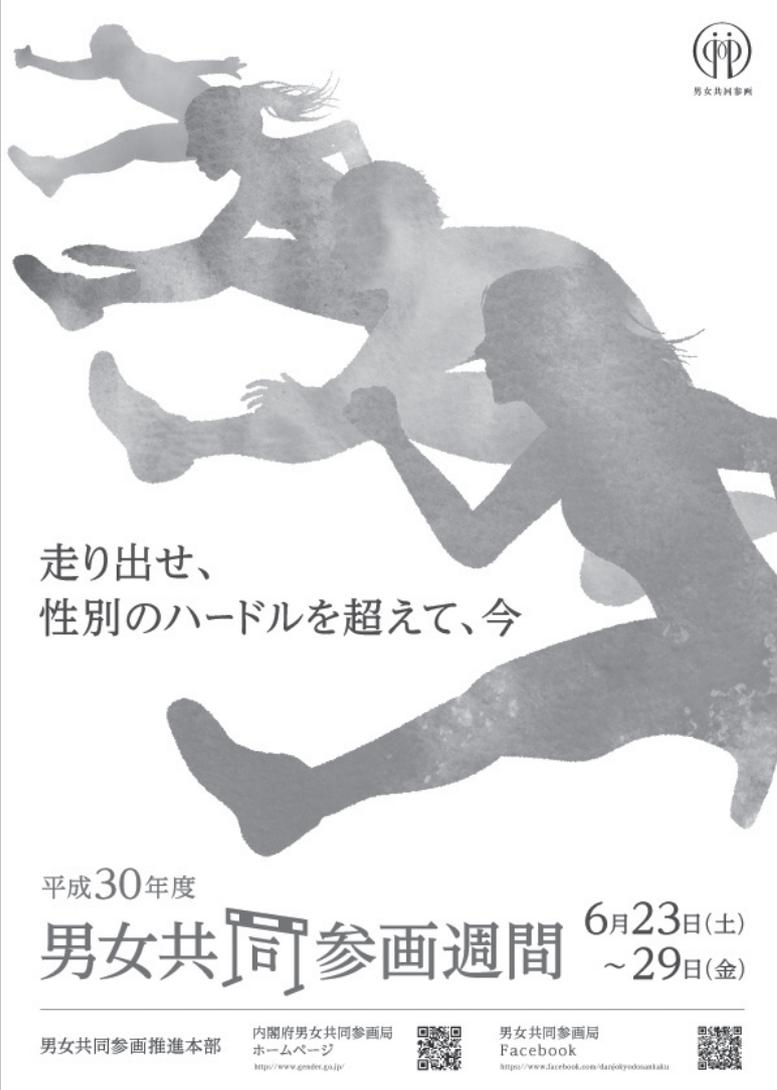
基本目標（施策分野）

松本市男女共同参画推進条例の基本理念の実現のため6つの基本目標を設定しました。

- ①政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ②労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進
- ③男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止
- ④生涯を通じた男女の健康支援
- ⑤将来の男女共同参画社会の基盤づくり
- ⑥推進体制の整備・強化

閲覧

計画の詳細は、行政情報コーナー、中央図書館、人権・男女共生課、市ホームページでご覧いただけます。



走り出せ、性別のハードルを超えて、今

平成30年度
男女共同参画週間 6月23日(土)～29日(金)

男女共同参画推進本部
内閣府男女共同参画局 ホームページ <http://www.gender.go.jp/>
男女共同参画局 Facebook <https://www.facebook.com/daijikyodokanaka>

キャッチフレーズ

毎年6月23～29日の1週間は、国の定める男女共同参画週間です。

今年のキャッチフレーズは、「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズ」をテーマに募集し、

「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

が選ばれました。

6月1日～7日は水道週間

水道水 安全 おいしい 金メダル

(水道週間スローガン)

●問い合わせ 総務課 (☎48-6800 ㊟47-2137)

水道週間は、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得ることを目的として毎年全国一斉に実施されています。



▲新しい給水車

安全で安心して飲む松本市の水道水

私たちが生きていくために「水」は欠かせません。その摂取量が足りないと、健康障害を引き起こします。熱中症、脳梗塞、心筋梗塞なども水分摂取量の不足が大きくなりスツのひとつになつています。これらを予防するためには、こまめに水分を補給することが効果的です。

就寝前、起床時、スポーツ中とその前後、入浴の前後など、のどが渇く前に水分補給を心がけることが大切です。健康のために、安全で安心して飲む松本市の水道水を飲みましょう。

生活を守るための取り組み

上下水道局では、災害時等でも安全で安心な水を届ける

水道メーターを 取り替えます



水道メーターは計量法で有効期限が8年と定められているため、上下水道局では有効期限前に取り替えています。

該当するお宅へ個別にお知らせの上、取り替えます。取り替えにかかる費用負担はありません。※マンションなどで、所有者が設置した各戸メーターの取り替えは除きます。

●6月の取り替え地区
県、旭、北深志、本庄、丸の内、美須々、女鳥羽、元町、南浅間、神田、筑摩、並柳、原、水汲、大村、惣社、横田、入山辺、安曇全地区

●取り替え期間
6月1日(金)～15日(金)

●問い合わせ
営業課 (☎48-6850 ㊟47-2137)

ために、新しい給水車を1台導入しました。

給水車は、災害や事故で水道管が破損し、水道が使えない場合に、飲み水を運び、車の後ろについている蛇口から水を配ることや、加圧して一気にタンク等に補水することができる車です。

新しい給水車は、一度に4トンの水を運ぶことができます。タンクの後面には、松本市のマスコットキャラクター「アルプちゃん」が描かれています(上写真)。従来からある給水車2台に加わり、給水能力が大幅に向上しました。

安心して水道を利用するための取り組み

水道週間にあわせて、一人暮らし高齢者世帯のうち、希望する世帯の水道設備点検・修理を実施します。

【30年度の対象地区】

島内・島立・新村
和田・四賀・梓川 地区

点検修理を希望された皆さんには、民生委員を通じ、訪問日時などをお知らせします。

◆協力 松本市民生委員・児童委員協議会、松本市水道事業協同組合

夏の節電にご協力ください

夏は、冷房機器の使用により、電気使用量が増加する季節です。電力需要のピーク時間帯は午後1時～4時頃だと予想されています。ご家庭外の職場などでも、この時間帯は特に意識して節電しましょう。

●問い合わせ 環境政策課（東庁舎4階 ☎34-3268 ☎34-0400）

冷房 (2.2キロワット)

冷房は必要ときだけつける

設定温度28℃で1日1時間短縮すると、年間約510円の節約、CO₂ 10.7キログラム削減

フィルターを月に1、2回清掃する

年間約860円、CO₂ 18.8キログラム削減

室温は28℃を目安に設定する

外気温31℃のとき、設定温度を27℃～28℃にして1日9時間使用すると、年間約820円の節約、CO₂ 17.8キログラム削減

遮光カーテンなどで日差しをカットすると効果的です。

画面の明るさを調節する

テレビ（液晶32V型）の画面照度を「最大」から「中間」にすると、年間約730円の節約、CO₂ 15.9キログラム削減

テレビを見ないときは、主電源をオフ 長期不在のときは、プラグを抜く

1日1時間テレビ（液晶32V型）を見る時間を減らすと、年間約450円の節約、CO₂ 9.9キログラム削減

照明はこまめに消灯する

54ワットの白熱電球1灯あたり点灯時間を1時間短縮した場合、年間約530円の節約、CO₂ 11.6キログラム削減

買い替え時は高効率照明器具にする

54ワットの白熱電球から9ワットの電球型LEDに交換した場合、年間約2,410円の節約、CO₂ 52.8キログラム削減

照明器具のカバー等が汚れると、明るさが低下するため、こまめな掃除をしましょう。

温度設定は適切にする

設定温度を「強」から「中」にすると、年間約1,670円の節約、CO₂ 36.2キログラム削減

ものを詰め込みすぎない

詰め込んだものを半分にすると、年間約1,180円の節約、CO₂ 25.7キログラム削減

冷蔵庫は庫外との温度差が効率に影響するため、本体の上や左右、裏側は壁から適切な間隔をあけて設置しましょう。

クールシェアの実施

エアコンの使用を減らし、涼しい場所をみんなでシェアするのが「クールシェア(COOL SHARE)」です。水辺や木陰などの自然が多く涼しい場所で過ごす、エアコンを使用しているひとつの部屋に家族で集まって過ごすなど、エアコンを使わない工夫をしてみましょう。

出典：資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド」2017年8月発行

工事前に申請を

省エネルギーフォームの補助金制度をご利用ください

—松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金—

省エネ性能の高い機器等への取り替え工事等について、補助金を交付しています。地球環境にも家計にも優しい省エネ設備の導入をぜひご検討ください。

- ◆補助対象機器等 ①開口部（窓、ドア）の断熱改修 ②灯具を含むLED照明器具の設置
③玄関前風除室の設置 ④高効率給湯機等の設置
⑤太陽光発電設備 ⑥定置型蓄電設備
- ◆補助金額 ①～④：補助対象機器等の購入費と設置工事費の20%（上限20万円）
⑤：太陽電池の最大出力1キロワットあたり2万5,000円（上限10万円）
⑥：定置型蓄電池設備の本体購入費（税抜）の10%（上限10万円）

※補助対象者および要件は、市ホームページをご覧ください。

給湯機の故障などお急ぎの場合は、担当課までご相談ください。



6月は環境美化月間

美しい環境をつなぐために

不法投棄の根絶や害虫の駆除等により、豊かで美しい環境のまち「松本市」が次世代へつながるように、市民の皆さんのご協力をお願いします。

●問い合わせ 環境業務課 (☎47-1096 ㊟40-1335)

不法投棄の禁止

ごみの不法投棄は禁止されています。ごみの入った袋の投げ捨てや、空き缶のポイ捨てなど、これらの行為も不法投棄にあたります。

松本地域3市5村では「松本地域廃棄物不法投棄防止対策協議会」を設置し、パトロール等を行っています。

廃棄物の捨て方についての問い合わせ

- 家庭ごみ等の一般廃棄物 環境業務課 (☎47-1096)
- 産業廃棄物 長野県松本地域振興局環境課 (松本地域廃棄物不法投棄防止対策協議会事務局) (☎40-1956)

環境業務課からのお願い

【ごみを持ち込まれる方へ】

飛散しやすいごみをトラックに積んで、クリーンセンター、リサイクルセンター、エコトピア山田へ持ち込むときは、風で飛ばされないようシートを掛けるなど、飛散対策をお願いします。

また、受け付けでは、運転免許証など(氏名、住所が確認できるもの)の提示をお願いしています。

【ごみ出し時間について】

収集が済んでから出されたごみが、そのままごみステーションに残される事案が発生しています。

ごみは、午前8時30分～午後4時頃に順次収集していますが、交通状況等によって時間が前後することがあります。町会のごみステーションへは、決められた時間に出していただくようご協力をお願いします。

発見した不法投棄は、警察と連携して捨てた人の特定を行います。違反者には懲役か罰金、またはその両方が科せられる場合があります。

不法投棄をして自分の手元からごみがなくなっても、そのごみは景観や自然環境を悪化させる上、誰かが苦労して拾ってくれています。

市民がきれいになっている街 松本

環境美化月間などに合わせ各地区町会では清掃活動を実施し、企業も独自に清掃活動を企画してきれいな街づくりに協力いただいています。

ごみゼロ運動など啓発イベントが目立つのがたばこの吸殻です。たばこの吸殻のポイ捨ては、景観を損ね地域住民の迷惑になります。

また、手に持ったたばこの火は子どもの顔あたりに位置し凶器になりかねません。

たばこは灰皿が設置されたところで吸いましょう。

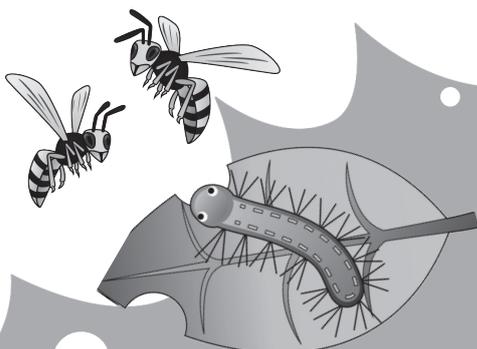


害虫駆除

アメリカシロヒトリは年2回、6月中旬と8月下旬に発生して、幼虫がサクラ、カキ、ウメ、クワなどの広葉樹の葉を食害します。早期発見に努め、白い網状の巣に群生しているときに巣ごと枝葉を切り取り、幼虫を踏みつぶすなど農薬を使用しない方法で駆除しましょう。

被害が止まらず拡散の恐れがある場合に限って、周辺住民への周知徹底など細心の注意を払い薬剤散布をしてください。

市では、町会単位で駆除を行う場合に限り、最小限の薬



剤の配布と動力噴霧器の貸し出しを行っています。

春から秋にかけては、ハチなどの活動も活発になります。電話帳(タウンページ)等を参考に、消毒業やハチ駆除の業者に相談してください。